

2024年度環境政策論Ⅰ レポートについて

【提出期間】

7月23日（火）0時 ～ 7月30日（火）23時59分

【字数制限】

1問につき 1,200 字以内(表、グラフ、注、参考文献リストなどはこれに換算しない)

【問題数】

5問必須解答

※選択式ではありません。5問すべてに解答して下さい。いずれかの問題に解答しない場合は該当の問題の得点が0点になるので、注意して下さい。

○ 試験場での試験ではなく、レポートで、相当の時間を与えられているのですから、何を参考資料にしてもかまいませんが、自分で考えたことが分かる論述を展開し、＜これで合格するだろう＞程度のレベルではなく、自分で書けるベストの論述を提出してください。いわゆる＜copy and paste＞は厳禁です。引用には出典を明記してください。必要なら、多少の表、グラフ等を挿入してもかまいません。そのさい、これらは字数に含まれません。

2024年度環境政策論Ⅰ レポート課題（宇仁菅伸介）

1. 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において定められている重要と考える事項を3つ挙げ、それぞれ重要と考える理由について述べるとともに、「循環型社会」を実現するために、社会全体で取り組むべきこと、自分が住んでいる地域で取り組むべきこと、自分自身で個人として取り組むべきことについて、あなたの考えを記述して下さい。

環境政策論Ⅰ レポート課題

高橋 康夫

2. 我が国は、戦後の高度成長期に深刻な公害問題を生じ、それを解決するために、社会全体として様々な対策に取り組む経験をしました。そのような経験を活かしつつ、今後、益々深刻化する地球環境問題に、日本としてどのように対処していくべきか、考えを述べてください。

レポート課題（小野田講師）

3. SDGs は幅広い環境・社会課題を対象としているため、ほんのささやかな行動でも SDGs に貢献していると言うことが可能です。一方で、それでは大きく現状を変えることに繋がらず、SDGs の達成は見えてきません。そこで講義で学んだ内容を踏まえて、①SDGs 達成に向けて特に優れた取り組みをしている自治体（国内・海外は問いません）の名前と取り組みの名称（一つ）を書き、②その取り組みの概要（500 文字以内）と、③その取り組みが優れていると考えられる理由（500 文字以内）を書いてください。またレポートの最後に、④どのような情報を基に①～③の回答を考えたのか、書籍名やウェブサイトなどの情報源を明示してください。

なお、文字数をカウントする際には、表やグラフなどは換算の対象になりません。

「環境政策論Ⅰ」レポート課題 井田 徹治

4. 講義の中で取り上げたさまざまな環境問題から自分が興味を持った問題を一つ取り上げ、それについて「自分が●●だったら、こんな対策を取る」とい形で、問題解決の手段を考えてください

●●は、例えば国連事務総長、国際機関の長、総理大臣、環境大臣、政治家、自治体の首長、●●会社の社長、NGOのメンバー、一般の消費者、学校の先生、コンビニの店長など何でもかまいません

分量は、1,200 字以内（表やグラフなどはこれに換算しないで構いません）とします

環境政策論 I 2024 年度・学期末試験

(レポート課題) <自然共生社会への取組-C>

出題 神田修二

5. 「生物多様性国家戦略 2023－2030」から抜粋した以下の文に記述されている、自然環境が我々の社会にもたらす恵みについて、「生態系サービス」の概念を用いて具体的に説明しなさい。あわせて、我が国の自然環境保全に関する法制度を少なくとも一つを挙げて、①その制度の目的（社会的役割）について生態系サービスと関連付けて説明するとともに、②制度の仕組み、③あなたの考える課題について述べなさい。

「生物多様性国家戦略 2023－2030」（令和5年3月31日閣議決定）の抜粋）

「豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらし、人間の福利に貢献している。」

1. レポート課題

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において定められている重要と考える事項を3つ挙げ、それぞれ重要と考える理由について述べるとともに、「循環型社会」を実現するために、社会全体で取り組むべきこと、自分が住んでいる地域で取り組むべきこと、自分自身で個人として取り組むべきことについて、あなたの考えを記述して下さい。

2. 出題の意図

2回の講義のうち、第1回目は廃棄物処理の基本とのテーマで、廃棄物処理対策の過去からの進捗と現状、廃棄物の特徴として、法律でも汚物または不要物と定義されている通り、誰もが嫌がるものであること、その特徴を踏まえた廃棄物処理法の制度の基本的な内容を説明しました。

第2回目においては、循環型社会の構築とのテーマで、循環型社会形成基本法や循環型社会形成推進基本計画の骨格、概要を説明した後、容器包装、家電、自動車、食品等の各製品のリサイクルを促進する製品毎のリサイクル法の概要の説明を行いました。また3Rとは何か、なぜ重要かを説明し、近年国内外で重要とされている「循環経済」の達成の重要性についても説明しました。

レポート課題においては、法学部の授業を受けた学生として、理解、習得しておいてほしいと考える基礎的な事項を問うとともに、自らもできることについて考えてもらうことを狙いとして出題しました。

3. 提出されたレポートの傾向

廃棄物処理法の基本的で重要な規定としては、まずは一般廃棄物と産業廃棄物の定義があり、国民・市民と事業者の責務を規定していること、廃棄物の処理責任を明確にしていること（一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出した事業者が基本）、不法投棄や不適正処理を防止するために、処理事業を実施する際の許可や施設設置の際の許可を求めていること等が挙げられます。また、過去の深刻な環境汚染をもたらした事案を背景に、不法投棄を禁止する規定を設けていること、不法投棄に対する罰則は厳しいものとしていることも重要です。これらのことに関し、多くの皆さんの的確な回答を書いていました。

後半の問に対しては、講義で説明した内容、特に「循環型社会」をしっかりと理解した上で、社会全体で、自分が住んでいる地域で、自分自身・個人として、それぞれ取り組むべきことを記述することを求めています。皆さんが住んでいる地域や周辺環境が異なるので、正解は画一的なものではなく、それぞれの問題意識をベースに「循環型社会」の本質を理解して記述されていれば、及第点としています。またこの問題は、政府を含め、他人任せでは決して解決できないことを理解することも必要です。多くの回答が概ねこれらのことを理解しているものでした。

これらを意識し、文章として書けるようになることは、将来何らかの形で国の法令・自治体の条例の制定や、社会・企業内のルール作りに携わる場合に必要なことと考えます。

4. 補足

廃棄物・資源循環に関連して、近年、欧州を中心として循環経済の達成のための各種規制が進められたり、国内でも新しい法制度が施行されたりするなど、国内外で大きな動きがみられます。また気候変動や資源の確保・経済安全保障といった関連分野の影響も多岐にわたります。

皆さんには、持続可能な未来に向けて、まずはこれらの様々な世の中の動きに関心を持つとともに、自らが持続的に実施できる取組を実行していただくことを期待します。

2024 年度前期 環境政策論 I〈地球環境問題の歴史と展望—B〉

学期末レポート講評 (担当講師: 高橋 康夫)

(レポート課題)

我が国は、戦後の高度成長期に深刻な公害問題を生じ、それを解決するために、社会全体として様々な対策に取り組む経験をしましたが、そのような経験を活かしつつ、今後、益々深刻化する地球環境問題に、日本としてどのように対処していくべきか、考えを述べてください。

(講評)

今回の講義では、ガイダンスにおいて、我が国が戦後の高度成長期に経験した激甚な公害問題を紹介するビデオを観てもらったうえで、そのような激甚な公害問題への対応を経て、都市生活型公害、有害化学物質問題や環境アセスメント、そして地球環境問題と、環境行政の展開を時系列的に紹介しました。期末レポートの課題としては、今年の夏にみられるように、地球温暖化が進行し、猛暑や集中豪雨、勢力を維持したまま日本列島を直撃する台風など、気候災害が深刻化する状況にかんがみ、我が国の公害問題への対処の歴史・経験を踏まえて、それを地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決にどう活かしていくべきか、また地球規模で取り組む必要のある課題について日本としてどのように貢献していくべきか、という点について論述してもらうこととしました。

深刻な公害問題への対処として、多くの方が重要な要素として指摘されたのが、1970 年のいわゆる「公害国会」の翌年の環境庁の設置により、公害対策についての国レベルの法制度・組織の整備が図られたことが大きなステップであったという事です。同時に、その背景として、多くの地方自治体が、工場との公害防止協定をはじめ、先駆的な取り組みを行ったこと、公害問題に対する国民的関心が高まり、市民運動も多く行われるなど、公害対策の抜本的強化に対する国民的合意が形成されたこと、企業側も政府の支援策等を受けつつ、公害防止施設への投資などを積極的に行った事など、社会のすべてのステークホルダーが一致して取り組んだ事が重要であるとの認識が広く示されました。

上記を踏まえた今後の施策の方向性としては、我が国の公害対策で得られた教訓を活かしつつ、法規制、技術開発、地方自治体の取組、環境教育、循環型社会の形成、国際協力等の分野が重要な取り組みとして多くのレポートで指摘されていました。

他方で、従来型の公害問題と地球温暖化問題の相違点についても留意する必要があります。前者が加害者と被害者という構造が比較的明確であったのに対して、後

者においては、市民を含めて被害者であると同時に加害者であるという点に難しさがあります。また、公害問題は、基本的に目の前で被害が生じるのに対して、地球温暖化問題は、被害が世代を超え、国境を越えて現れるため、その対策の必要性が必ずしも実感できないという点があります。

具体的な対策として、多くの方が指摘したのが、再生可能エネルギーの活用でした。現在、最大の脅威である地球温暖化問題への対処として、CO₂を出さない太陽光、風力等の再生可能エネルギーを最大限活用して、石油・石炭等の化石燃料に依存したエネルギー構造から脱却することが急務であり、このことは多くの方の理解を得ることが出来ていると考えます。

加えて、循環型社会の構築の重要性についても多くの指摘がありました。この問題は、プラスチックごみによる海洋汚染問題に伴って、最近関心が高まっており、リサイクルやごみ問題は毎日の生活でも身近に認識される課題であり、多くの方にとって判りやすい課題になっていると考えられます。そして、循環型社会の構築は、同時に温室効果ガスの削減や生物多様性の保全にもつながる基盤的な対策であり、一人ひとりが地球環境問題に取り組む際に、そのきっかけともなる取組と言えます。

さらに、国民の関心、国民的合意という視点の重要性について、多くの指摘がありました。上記にあるように、地球温暖化は全ての人々が被害者であると同時に加害者であるわけですが、同時に、深刻な被害を受ける人が、将来世代であったり、遠い途上国の人であったりということで、加害者である我々にとって被害の重さが十分実感できないという面があります。このため、温暖化の影響の深刻さをより分かりやすく説明するような情報提供や教育が重要ですし、最近世界的に盛り上がりを見せているように、ユース(若い人々)の積極的な政策関与を促すという観点も極めて重要であると考えます。

講義の中でも紹介した、「イベント・アトリビューション」に関する研究のように、近年、人間活動に伴う地球温暖化の進行と、実際に起こっている集中豪雨やゲリラ豪雨(線状降水帯によるものを含む)との関係を定量的に評価する研究も進んで来ました。そのような知見を活用しながら、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する市民の健全な危機感を醸成し、自分事化することにより、ライフスタイルを転換し、また消費者として地球環境問題に積極的に取り組む企業の製品を選択することによって、社会経済システムの転換につなげていくことが、長い目でみて持続可能な社会作りのための基盤となるものと考えられます。

(以上)

レポート課題③の講評

まず、取り上げられた自治体については、国内のみならず北欧やドイツなどの海外自治体も相当数含まれており、広い視野を持って調査が行われたことが分かりました。国内自治体では、横浜市、北九州市、京都市、徳島県上勝町、北海道の下川町と上士幌町などが、複数の人から取り上げられていました。これらの自治体は、SDGs 未来都市や各種の表彰・評価で注目された所が多く、その動機は理解しやすく、適切であったと思います。一方で、自治体と指定したにも関わらず、誤って企業や NGO、海外の国レベルの取り組みを記述してしまったケースも少なからずありました。

取り上げられた分野は、廃棄物（分別、食品、プラスチック関連）、ツーリズム、都市のコンパクト化やまちづくり、女性活躍など、多岐にわたる取り組みが含まれていました。内容も地域資源を活かし、住民を巻き込む工夫が紹介され、読んでいて多くの学びがありました。SDGs のゴール・ターゲットがもつ統合性や相互連関性という特徴に着目すると、個別分野とどまらない SDGs らしい取り組みの紹介につながったのではないかと思います。

理由を示す箇所では、取り組みの概要をより詳細に説明しているだけのものや、表彰を受けた取り組みだから優れていると述べている回答も幾つかありました。どのような点が具体的に良かったのか、自身の考えを織り交ぜることが重要です。また、「同様の取り組みが広がればいい」といった書きぶりも少なからず見られましたが、実際に増やすためにはどうすればよいのか、そのための課題は何かといった点まで掘り下げて考えることで、より実践的で意義深い考察につながるでしょう。他方で、講義内容と結び付けるだけでなく、これまで学んできたことや自身の経験を活かして、オリジナルな視点で理由を述べている回答も多くあり、独自の視点が光っていました。

最後に細かい点ではありますが、コピペが原因と思われる「である調」と「です・ます調」の混在する回答も幾つかありました。今後は統一された文体での執筆を心掛けてください。文字数の制約がある中で全ての要求に応えるのは難しいかもしれませんが、今後のレポート作成において参考になれば幸いです。

皆さんが書いてくれたレポートをいずれも非常に興味深く読みました。

問題解決の手段を考えるテーマとして取り上げられたものの中では、プラスチック汚染に関するものが特に多数でした。講義の中で濃密に取り上げたこともあります。問題の深刻さに加えて日常生活で非常に身近であることに加え、例えばコンビニエンスストアでアルバイトなどをしていてこの問題を考えることが多いというのが一因でしょう。

プラスチックに次いで多かったテーマが気候変動問題で、両方で半分以上を占めました。さらに、自然保護や生物多様性の消失に関する対策を提案してくれた受講者も少なくありませんでした。また、これもバイトなどの場で問題を身近に感じているためでしょうが、フードロス問題への関心も高かったです。

サンゴ礁保全、水質汚染、土壌汚染、また授業で取り上げたアフリカのブッシュミート問題について興味深いレポートを書いた受講生もあり、テーマは非常に多彩でした。ブッシュミート問題など、これまであまり耳にしたことがなかったと思われるような問題についても、授業の内容をきちんと受け止めて、しっかりしたレポートを書いた人もいて、皆さんが、私からのメッセージをきちんと理解し、受け止めてくれた上で、いろいろ自分の頭で考えてくれたと思えるものばかりでした。

「どのような立場で」については、「総理大臣や環境大臣であったら」が目立ち、本人に伝えてやりたくなるようなものも多数ありました。大手企業の社長からNGOのメンバー、コンビニやスーパー、カフェのオーナーや店長など、内容は非常に多彩で、それぞれにユニークな取り組みを考えてくれていたと感じました。コンビニやレストランなどバイトなどを通じて得た現場体験に基づく問題の指摘や提案などもあり、読んでいてこちらも勉強になるものもありました。

「私が国連事務総長だったら」という思い切った想定で、取り組むべき政策を述べてくれた人も何人もいましたし、授業で紹介した「ギニアビサウの大統領」として、非常に具体的な対策を考えてくれた人もありました。

プラスチックごみ問題に関しては、実際の政策議論の中でも重要性が指摘されている「自治体の長」の立場で問題を考えたレポートも目立ち、これも問題への理解の深さを感じました。東京都知事、千葉県知事など具体的な立場でも提案もありました。

中にはデザイナー、メディアの幹部、ツアー会社の社長としてなどの立場でユニークな取り組みを提言したものもありました。

また、「学校の先生だったら」「学校の校長先生だったら」という立場から、環境教育について多くの政策提言や具体的な提案などを報告してくれたものが、かなりの数、あったことも印象に残りました。

授業の中ではあまり触れなかったのにもかかわらず、教育という非常に重要な問題に目をくけてくれた人が多かったことをうれしく思います。その内容も、非常にいいものでした。

中には3年間の具体的なカリキュラムを考えてくれたレポートもあったし、小学校の先生など初等教育の重要性を指摘するものもありました。私自身の講義の中で環境教育の問題はほとんど取り上げなかったのですが、これは重要な論点で、非常にいい着眼点です。

気候変動やプラスチック問題に関しては、税や課徴金、デポジット制度などいわゆる「経済的手法」の重要性を指摘すると同時に、政府による厳しい用途規制など「規制的手法」と「経済的手法」の両方が重要であること、再生可能エネルギーやプラスチック対策、ごみ問題に関する「拡大生産者責任（EPR）」などの点で日本の政策が遅れていることなど、授業の中で強調したことをきちんと受け止めてくれたと感じられるものがほとんどでした。単に一つだけの政策ではなく、総合的な気候変動対策やプラスチック汚染対策の重要性を指摘したものもあり、これも非常に重要なことだと感じました。

現在進行中の環境破壊で大きな影響をうけるのは、若い世代、次の世代の人々です。世界の若者が、強力な気

候変動対策の実施を求める声を上げているのも、これ故です。今後とも、地球環境問題への関心を持って、自ら適切な Choice を実行し、Voice を上げていってくれるよう願っています。将来、総理大臣や環境大臣になる人、会社の社長になる人がいるかもしれません。社会に出て、さまざまな意思決定に関わるようになった時にも、環境問題の重要性を忘れずに、正しい意思決定の実現に努力して頂きたいと思います。

共同通信社 井田徹治

1. レポート課題

「生物多様性国家戦略 2023－2030」から抜粋した以下の文に記述されている、自然環境が我々の社会にもたらす恵みについて、「生態系サービス」の概念を用いて具体的に説明しなさい。あわせて、我が国の自然環境保全に関する法制度を少なくとも一つを挙げて、①その制度の目的（社会的役割）について生態系サービスと関連付けて説明するとともに、②制度の仕組み、③あなたの考える課題について述べなさい。

「生物多様性国家戦略2023－2030」(令和5年3月31日閣議決定)の抜粋

「豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらし、人間の福利に貢献している。」

2. レポート講評

レポート課題は、講義のテーマの一つ「自然環境保全施策の社会的な意味、位置づけを考える」ことについて、講義で説明した「生態系サービス」の概念を使い述べてもらうものです。自然環境保全施策がなぜ生まれたのか、その社会的な意味について、レポートの作成をすることを通じて、もう一度考え、理解を深めてもらうことを目指しました。

講義内容をもとにすることで、レポートが可能な課題でしたので、講義を聴き、講義資料に目を通した学生には、容易なものだったと思います。

しかしながら、今期提出されたレポートには、提示した課題の要件を満たしていないものが例年以上に多く見受けられました。例えば、『生態系サービス』の概念を用いて具体的に説明することが求められた課題なのに、「生態系サービス」を用いていない、あるいは、「具体的な説明」が求められているのに、そうっていないなどです。課題で何が求められているのか、形式的な要件を含めて一つ一つ必要な要件を確認して、それに即したレポートを作成することは、どんな分野の課題に対応する上でも最低限の条件です。そうっていないレポートが少なからずあったことは残念でした。

レポート課題で求めた、自然環境保全に関する法制度として最も多くレポートで取り上げられたのは「自然公園法」（国立公園等）でした。同制度は、さまざまな課題を抱えながら、約一世紀にわたり、保護と利用の適切なバランスを模索し続けてきた歴史を持っていることから、自然環境の「保全」と「持続可能な利用」の両立という、自然環境保全施策の基本的な課題を考える上では、重要なテーマと考えられるものです。

国立公園制度の講義の最初で触れたように、本法の目的の両輪「保護と利用」をどう両立するかは、制度検討の当初から一世紀にわたりずっと懸案であり続けてきましたが、現在でも明確な結論があるとはいえません。しかし、これを「施策の」課題として考える上で忘れてはならないことは(この講義のテーマでもありますが)、何のために自然をまもるか、その社会的な役割とは、という視点です。

講義では、自然公園制度との対比で、利用の概念が具体的に法目的に規定されていない、(観光開発の問題を内包した自然公園法の限界の克服を題目として誕生した) 自然環境保全法に基づく「自然環境保全地域」制度を説明しました。自然環境を何のためにまもるのか、生態系サービスの何をまもるのか、そのことを提示し、それに対してどれほどの社会的支持が得られるのか、そのような視点が保護のための施策を考える上でも不可欠とも話ししました。そして、アприオリに「貴重な自然はまもるべき」との理念だけでは、一時的に世論の支持はあったとしても、持続性を持って広く社会的支持が得られるわけでは、必ずしもなかったという例として、一環境庁発足当初、自然環境保全法による自然環境保全地域制度が「純粋な」保護地域制度として鳴り物入りで誕生したものの、現実にはその指定は伸び悩んできていること一を紹介しました。

そして、現在、国内外で社会的に大方の支持があると考えられるのが、保全と持続可能な利用をセットで考える概念です。例えば、貴重な世界的遺産を国際協力で「保護」することが条約上の本来の目的であるはずの世界遺産条約は、現実的には、世界遺産となることで観光資源としての価値がより高まることを期待され、社会的支持があることによって初めて、保護についても一定の支持が得られている側面が強い現実があること。あるいは、生物多様性条約は、当初保全を目的とするだけでは採択できず、(遺伝子資源から生ずる利益の公正で衡平な配分を含めて) 持続可能な利用とのセットの条約となって初めて、国際的な合意として成立しました。このように、自然環境保全のための施策は、その自然環境の持続可能な利用とを、あわせ考えあわせることを通じて、社会的役割への理解、支持が得られるという現実を踏まえ考える必要があります。

また、「外来生物法」も多く取りあげられていました。

この制度は、他の自然環境保全制度とは少し性格が異なるものといえます。

法の対象となる生物は、本来自然物で、原産国においては生態系の構成要素として、生態系サービスを提供する役割を果たしていたはずのものです。それが、元来の生息域以外に移入されたことで、逆に自然へのマイナス要素(マイナスの生態系サービス)として管理、排除される対象となるという点です。そして、意図的にしろ非意図的にしろ、人間活動により移動、定着の結果生じた悪影響に対応する法制度です。講義でも、言及しましたが、外来生物問題から学び、私たちが心すべきことは、過去に当時最新の科学的知識をもとに自然環境をコントロールできると考え、よかれと思い導入した外来生物(例えば沖縄奄美のマングース)が、現在、各地で大きな問題を生じその対策に苦慮しているという失敗を重ねてきたことです。複雑な生態系へ人間が関与していくことには、(現在の科学的知識に限界があることを前提に、それを過信することなく) 常に影響を把握しつつ、慎重の上にも慎重に進めるべきということが、倫理的にも今後とも留意していくべき態度と考えます。

「カルタヘナ法」は、そのような観点から、注目すべき制度と言えるでしょう。同法については、講義では詳しくは触れられませんでしたでしたが、いただいた講義の感想からは思いのほか多くの皆さんに関心を持っていただきました。レポートでも何人かに取りあげていただきました。同制度は、生物多様性条約成立を機に「遺

伝子改変生物による生物多様性影響の防止」のための「カルタヘナ議定書」が採択されたことを受け、2003 年同議定書の国内実行を担保する法律として生まれました。「カルタヘナ法」は、まさに、転ばぬ前の杖、遺伝子改変技術の進展によって新たな問題が生じることがないように措置するための、いわば遺伝子技術実用のアセスメント制度です。外来生物で経験した苦い経験を、今後の生物多様性の保全と適切な利用に活かそうとしたとの位置づけができるかも知れません。

レポート課題の中心に据えた「生態系サービス」の概念は、講義で解説したとおり自然環境保全（生物多様性保全）の意味を、我々の生活や産業・経済と関係づけて整理して、その価値、役割を理解するために発案され、使われている概念です。まだまだ自然環境保全施策は、私たちの暮らしには、縁遠いものと考えられることが多いと思います。施策を生み出すのは、国民の理解とそれに基づく意思、社会の合意であるとすれば、自然環境保全を自分たちの生活と関係深いものとして、理解する上で「生態系サービス」の概念と、それによる自然環境保全施策の役割の整理、具体化、それらの経済的な価値の評価をし、また可視化をしていく手法は、現在の社会経済システムの中に関連付けを試み、社会経済的に位置づけしやすいという意味で、有効なツールと考えられています。

一方で、講義の最後でお話したとおり、そもそも健全な自然環境の存在こそが、人が人として生活する上で生理的、心理的、文化的に豊かさを実感できる根源的で不可欠な前提条件とも考えることもできます。

自然環境の機能の一部を生態系サービスとして分解し、貨幣換算することで、その価値について経済的に評価し、それに見合うコストとしての自然環境保全施策を考えることによって、自然環境保全に関する社会的な合意や負担を求めようとするアプローチは、現在、国内外で主流となっていますが、私は、それを、あくまで、「当面の現実的な対応」であると理解しておくべきものではないかと考えています。社会が将来目指すべき真に豊かな社会とは何かを考え、また、国民個々にとって目指すべき豊かな生活とは何かを考えたときに、より本質的であるものは何なのか。さらなる経済的な豊かさか、さらなる利便性か、あるいは、豊かな自然環境とそれによって育まれる文化なのか、をよくよく考えてみる必要があると私は思っています。そのような中から、自然環境保全の果たすべき本質的意味を考え、施策のあり方を考えてみることも、本来、大切なことであると思います。

本講義では、自然環境保全施策をテーマとして、施策というものの社会的役割を整理、考察してみたわけですが、他の全ての施策にも共通する、「社会にとっての法制度の役割を国民、社会の利益と具体につなげて考える」ことの一つの例ととらえていただければと思います。皆さんには、今後、同様のアプローチで、他の法律や施策についても、それぞれの施策の意味をより深く考察でする上での手がかりの一つとして、活かしていただければと思います。

（環境政策論Ⅰ 担当講師 神田修二）